

知っておくときっと役立つ

薬の話

薬剤師の役割や仕事についてはよく知らない、遠い存在のように感じる、距離を縮めていくためにどうしたらよいか、と思っている方もおられるのではないのでしょうか？ 今回は、さらなる協働連携へ向け、“薬と正しく関わる”ための“薬剤師と正しく関わる”方法について述べます。



今回のお題

在宅薬剤師の仕事を知る

薬剤師との協働連携、 していますか？



執筆 ▶ 猪川和朗

広島大学大学院臨床薬物治療学・准教授。徳島大学薬学部を卒業した後、薬剤師として大分大学病院薬剤部に勤務。医薬品医療機器総合機構などを経て、広島大学へ異動し、介護支援専門員を取得、介護職員初任者研修を修了。博士(薬学)、衛生検査技師。



介護支援における 薬剤師の意義・役割

介護支援における薬剤師の具体的な役割とは、①薬剤の安全性・有効性のアセスメント、②物理化学的・製剤学的な知見に基づいて薬の品質までチェック、③処方薬の理由と正しい使い方の説明、④用量調整・中止・切り替え、剤形の変更、服薬タイミングの単純化（同種同効薬を口腔内崩壊錠へ変更し1日1回にまとめるなど）、⑤必要に応じた薬学的介入（服薬補助、保管・廃棄の工夫など）、になります。患者（要介護利用者）に適した服薬の管理・指導・支援を行うことにより、療養生活の質（病状、ADL、QOL）向上へ貢献することだと思います。なかでも多科多剤処方の個別適正化と服薬アドヒアランス（2023年5月号、同連載参照）向上

への貢献こそが重要だと考えます。処方提案を含めて疑義照会を行うことが法的に許されている職種が「薬剤師」（業務独占資格）なのです。

高齢者は多疾患併存になりやすく、多科多剤の服薬になりがちです。このためポリファーマシー（副作用リスク増加・服薬過誤・服薬アドヒアランス低下などにつながる状態）や残薬問題が生じやすくなります。しかし通常、医師Aと医師Bは、お互いの治療責任の範囲から、直接に干渉し合いません（なお、医師は自ら処方権をもちますが、他医師の処方箋への疑義照会権はもっていません。従って薬剤師が、処方に関する唯一のアドボケート[権利・意思を代弁して利用者を保護する者]といえます）。このような場合にこそ、薬剤師が関与する意義があります。わかりやすく図解したものが図1になります。

今回は、薬剤師の役割や仕事内容をより深く理解し、接点を増やすにはどうしたらよいのか？ 薬剤師とのさらなる協働連携へ向け、“薬と正しく関わる”ための“薬剤師と正しく関わる”方法について述べます。

薬剤師による居宅療養 管理指導の現状

介護支援における薬剤師の代表的な業務が「居宅療養管理指導」、すなわち通院困難な利用者の居宅を訪問し、心身状況・生活環境などを直接把握して、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況および薬剤保管状況の確認などの薬学的管理指導を行う業務です。厚生労働省（中央社会保険医療協議会^{*1}）などのデータによると（図2）、薬局薬剤師の居宅療養管理指導は費用額、算定回数とも過去10年間で約5倍に増加し